

第 2 部

第三次和光市食育推進計画

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の目的

国は、「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育む」ことを目的として、平成17年6月に「食育基本法」を定め、これに基づき、「食育推進基本計画」を策定し、以下の5点を食育推進における重点課題として掲げています。

【国の重点課題】

- ①若い世代を中心とした食育の推進
- ②多様な暮らしに対応した食育の推進
- ③健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ④食の循環や環境を意識した食育の推進
- ⑤食文化の継承に向けた食育の推進

また埼玉県においても、上記国の指針を受けて「埼玉県食育推進計画」を策定し、食育推進を図っています。

和光市におきましては、国、県の食育推進計画を踏まえ、平成22年に「和光市食育推進計画」を策定し、平成28年度には「和光市健康づくり基本条例」の理念を踏まえた「第二次和光市食育推進計画」の策定を行いました。

計画に基づき食育を推進していく中で、市民をはじめ、関係団体、事業者、所管部署等に計画内容を広く周知し、食育に関する理解と協力を求めるために、平成29年9月に「和光市食育推進コンソーシアム会議」を発足し、一層の地域ぐるみの食育を推進しております。

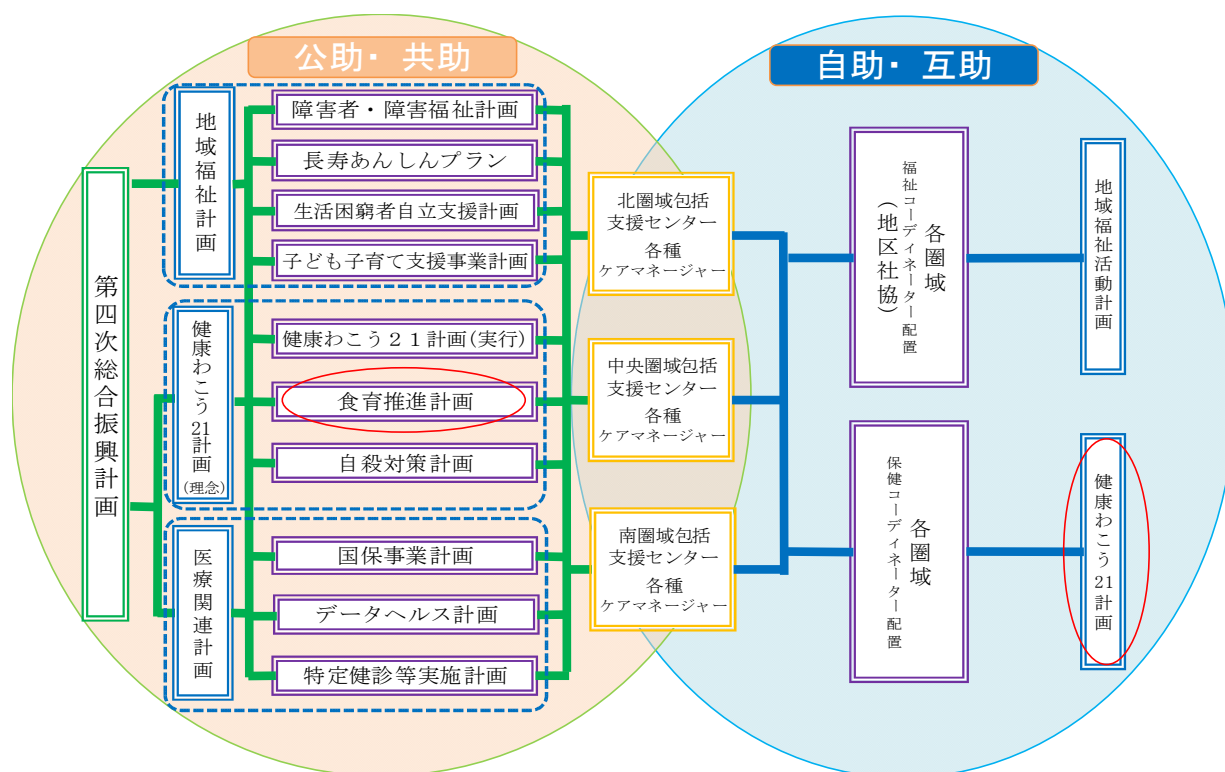
今回第二次計画期間の終了に伴い、第三次計画の策定を行う必要があることから、第二次健康わこう21計画の食生活分野の施策を担う実行計画として、健康わこう21計画が掲げる、【「セルフヘルスケアマネジメント」の普及による食育と連動した生活習慣病予防の強化】を基本視点として、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育むことを目的に、食育推進計画の策定を行います。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条第1項に基づく「市町村食育推進計画」です。

国や県の食育推進計画を踏まえて、和光市健康づくり基本条例が掲げる理念に基づき、健康と医療に関する課題を食生活の面から解決するため、第二次健康わこう21計画の食生活分野の施策を担う実行計画として策定します。

図表1 和光市地域包括ケアシステムの計画連携



※計画書4～5ページ再掲

第3節 計画の期間

第二次健康わこう21計画と同様、平成30年度から平成39年度までの10年間の計画として策定します。

なお、第二次健康わこう21計画・第三次和光市食育推進計画の中間見直しは、和光市国民健康保険事業計画が3年間の計画、データヘルス計画が6年間の計画であることから、その改訂時期に合わせ、策定から3年目の平成32年度に1回目の見直しを行い、6年目の平成35年度に2回目の見直しを行う予定です。

※計画書6ページ「保健・医療・福祉分野の計画期間」参照

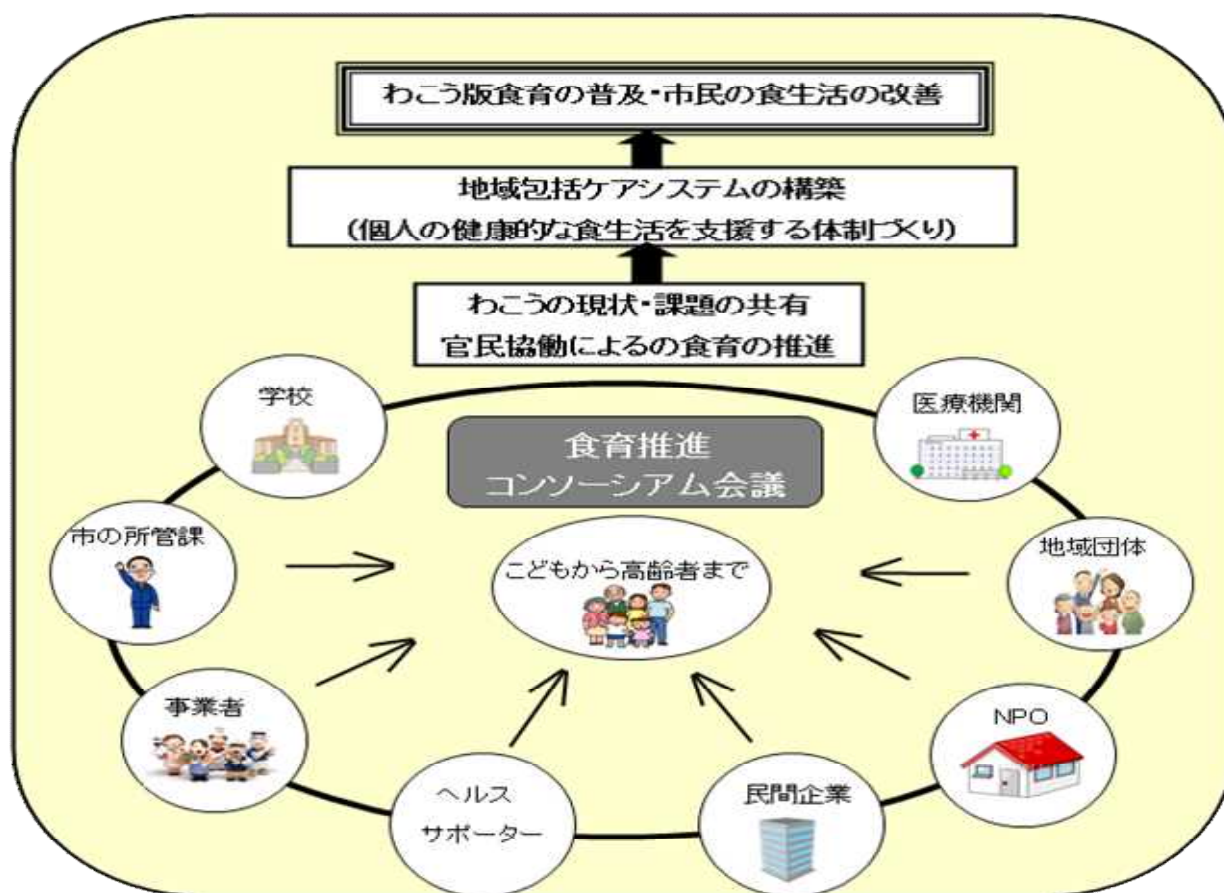
第4節 計画策定に向けた取組

※計画書7ページ「計画策定に向けた取組」参照

第5節 計画の推進

【食育推進コンソーシアム会議の設置】

図表2 食育推進コンソーシアム会議イメージ図



●食育推進コンソーシアム会議とは…

こどもから高齢者まで、すべての市民の「食と健康」を考えた食環境づくりに向けて、当市の健康課題と食育に関する情報を共有し、会議の中でアイデアを出し合いながら具体的な取組を検討していきます。企業・事業者・地域団体・ボランティア等、様々な関係者が主体的かつ多様にコラボしながら公民協働を実現していくことで、より実効性を高め、地域包括ケアシステムの構築による、わこうならではの食育の展開を目指していく会議です。